三三〇の一、三三〇の三、三三三、三三四、三三六の三、三三七の一、三三七の三、三三八の三、三三九、三四一の一、三四一の三、三四二の一、三四三、三四四の一、三四五、足代字山分四五八九の八六の一から四五八九の八六の五まで、四五八九の八七から四五八九の九二まで、四五八九の九四、四五八九の九五、四五八九の二四九、四五八九の二五九、四五八九の二六〇の一、四五八九の二六〇の二、四五八九の二六一から四五八九の二六四まで、四五八九の二六七、四五八九の二六八、四五八九の二七二、四五八九の二七三、四五八九の二七五、四五八九の二七七、四五八九の二七九、四五八九の二八一から四五八九の二八九まで、四五八九の二九一の一、四五八九の二九一の二、四五八九の二九二の一、四五八九の二九三、四五八九の二九四の一、四五八九の二九五、四五八九の二九六、四五八九の二九八から四五八九の三〇二まで、四五八九の三〇四、四五八九の三〇五、四五八九の三〇六の一、四五八九の三〇六の二、四五八九の三〇七から四五八九の三〇九まで、四五八九の三一〇の一、四五八九の三一一から四五八九の三一三まで、四五八九の三一五、四五八九の三一八から四五八九の三二〇まで、四五八九の三二一の一から四五八九の三二一の四まで、四五八九の三二二、四五八九の三三三の一、四五八九の三三四、四五八九の二〇六八、四五八九の二〇七〇、四五八九の二一〇五、四五八九の二一一四から四五八九の二一一九まで、四五八九の二一二三、四五八九の二一二四、四五八九の二一三一から四五八九の二一四一まで、四五八九の二一四三、四五八九の二一五八、四五八九の二一五九、西庄字立石一〇九から一一四まで、一一五の一、一一五の二、一一六、一一七、一一八の一、一二〇の一、一二〇の二、一二一、一二二、一三〇、一三一、一七一の一から一七一の一〇まで、一七二の一から一七二の三まで、一七四の一から一七四の三まで、一七五の一から一七五の三まで、一七六の一から一七六の三まで、一七七の一から一七七の三まで、一七八、一七九、一八〇の一から一八〇の三まで、一八二、二二九の一、二三〇から二三九まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字内野一八の二、二一の二、二二の二、五一、二八五の三、二九四、三二六の一、三二六の三、三三二、三三三、字山分四五八九の八六の一から四五八九の八六の五まで、四五八九の二六七、四五八九の二七二、四五八九の二七七、四五八九の二七九、四五八九の二八九の二九八、四五八九の二九六、四五八九の三〇二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町志子部字明地ヶ鳴西平六四四の一から六四四の三まで、字水谷ヨリ赤土迄六四五の一、六四五の三から六四五の七まで、六四五の九から六四五の一一まで、字稗苅ヨリ白石迄六四六の一（次の図に示す部分に限る。）、六四六の三から六四六の一六まで、字茅谷六四八の五から六四八の七まで・六四八の九・六四八の一〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、六四八の一から六四八の四まで、六四八の八、字長落六四九の一から六四九の五まで、字口日向六五〇の一二（次の図に示す部分に限る。）、六五〇の一から六五〇の一一まで、字明地ヶ鳴六五四の一、六五四の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字俵原字菅原二九〇の二（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字吉田字四反畑六三四、六三五、字水引谷六九八の一、七〇六の一、大字東小鹿字鳥屋谷二一一から二一四まで、二一八の二、二一九から二二九まで、二三〇の一、二三〇の二、二三一、字河原平四六七、四六八、四七〇の一、四七〇の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字西尾字松葉ヶ成三五一、三五二、三五二の一から三五二の五まで、大字東小鹿字小鹿田平一四一〇の一、一四一〇の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百四十五号

次のように都市公園を設置すべき区域を変更したので、告示する。

平成二十五年四月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

名称　淀川河川公園

位置　昭和五十二年建設省告示第十九号、昭和五十六年建設省告示第七百三十一号、昭和六十一年建設省告示第八百五十四号、平成三年建設省告示第千四十九号、平成九年建設省告示第千八百三十号の位置に、京都府八幡市八幡在応寺を加える。

区域　別紙図面のとおり（略）

（国土交通省近畿地方整備局において平成二十五年四月十七日から二週間公衆の閲覧に供する。）